

富士宮市告示第138号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成28年8月12日

富士宮市長 須藤 秀忠

1 中間検査を行う区域

市内全域

2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当するもの。ただし、法第85条の適用を受けるものは除く。

(1) 階数が3以上のもの

(2) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿若しくは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等（入所する者が使用する寝室を有するものに限る。）又はこれらとその他の用途を併用するもの。ただし、床面積の合計が60平方メートル以下の増築又は改築を除く。

3 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する特定工程及び特定工程後の工程は以下のとおりとする。この場合において、対象となる建築物は、2(1)に掲げる建築物とする。

ア 基礎に鉄筋を配置する工事を特定工程とする。

イ 基礎に配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事を特定工程後の工程とする。

(2) 建方工事等に関する中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程は次の表のとおりとする。

中間検査 を行う建 築物の構 造	主要な構 造が木造	主要な構 造が鉄骨 造	主要な構造 が鉄筋コン クリート造 又は鉄骨鉄 筋コンクリ ート造	主要な構造 がプレキャ スト鉄筋コ ンクリート 造	その他の 構造
特定工程	屋根の小 屋組工事 及び構造 耐力上主 要な軸組 の工事	鉄骨造の 部分にお いて、初 めて施工 する階の 建方工事 (一戸建 て住宅に ついては 、屋根の 小屋組工 事及び構 造耐力上 主要な軸 組の工事 )	2階の床(地 上階の階 数が1の場 合は、屋根 床版)及び これを支持 するはりに 鉄筋を配置 する工事	2階の床版 (地上階の 階数が1の 場合は、屋 根床版)の 取付工事	屋根工事
特定工程 後の工程	構造耐力 上主要な 軸組を覆 う内装工 事及び外 装工事(屋 根ふき	構造耐力 上主要な 部分の鉄 骨を覆う 耐火被覆 を設ける 工事、内	2階の床(地 上階の階 数が1の場 合は、屋根 床版)及び これを支持 するはりに	2階の床版 (地上階の 階数が1の 場合は、屋 根床版)と 壁の相互を 接合する部	外装工事 又は内装 工事

	工事を除く。)	装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	分を覆う工事	
--	---------	-----------------------	-------------------------------	--------	--

(注) この表において主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書が提出された建築物及び法第18条第2項の規定により通知する建築物については、なお従前の例による。
- 2 平成25年8月20日富士宮市告示第114号は、平成28年9月30日限り廃止する。